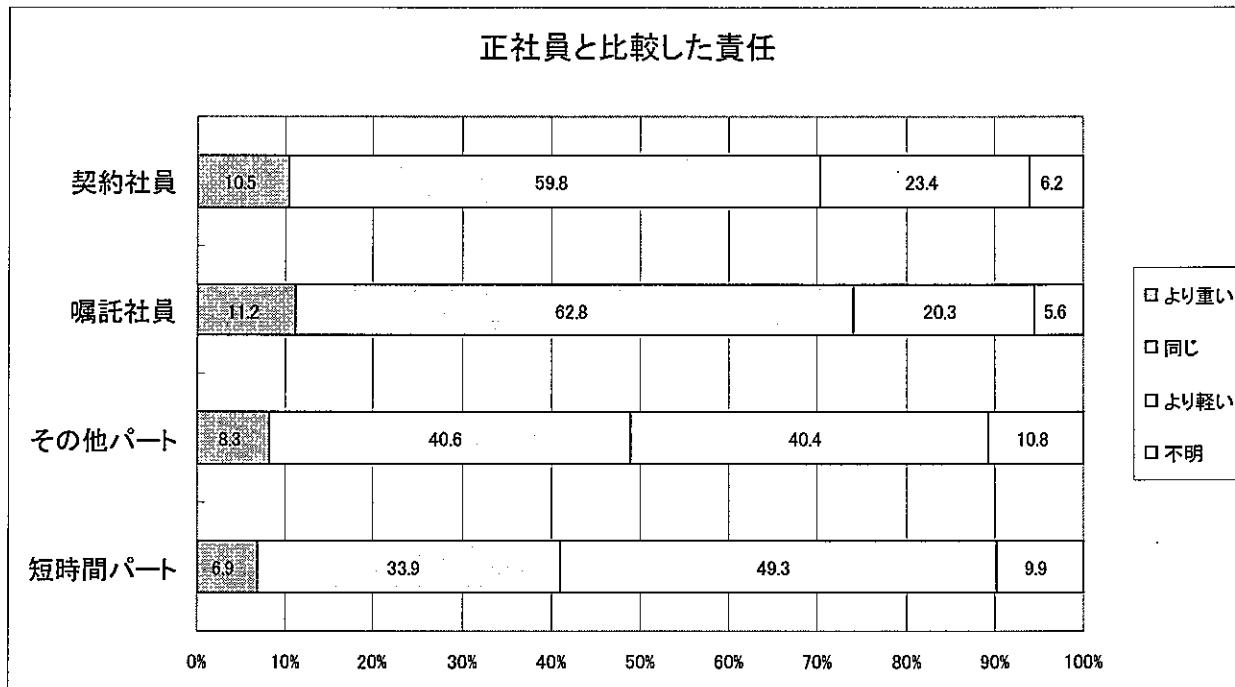


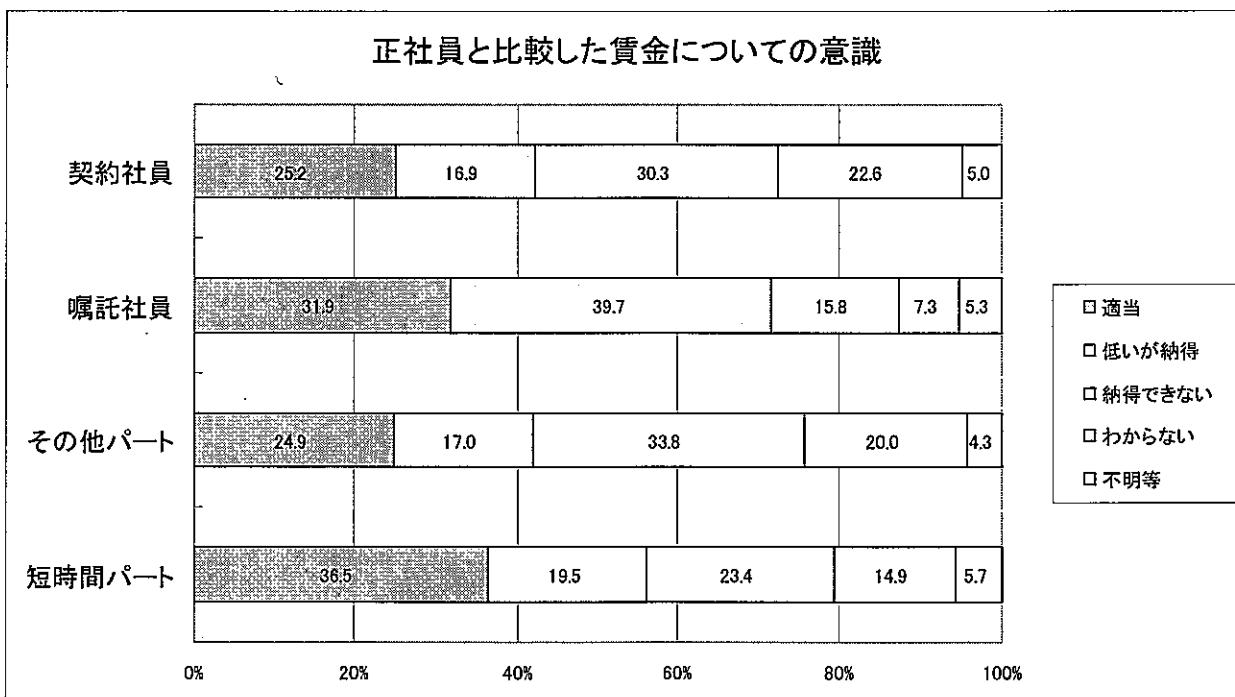
## ② 業務に対する責任

契約社員、嘱託社員で正社員と比べ責任が「より重い」、「同じ」の比率が多いが、その他パートで「より低い」の割合が多くなり、短時間パートでは「より低い」が最も多い。



## ③ 賃金

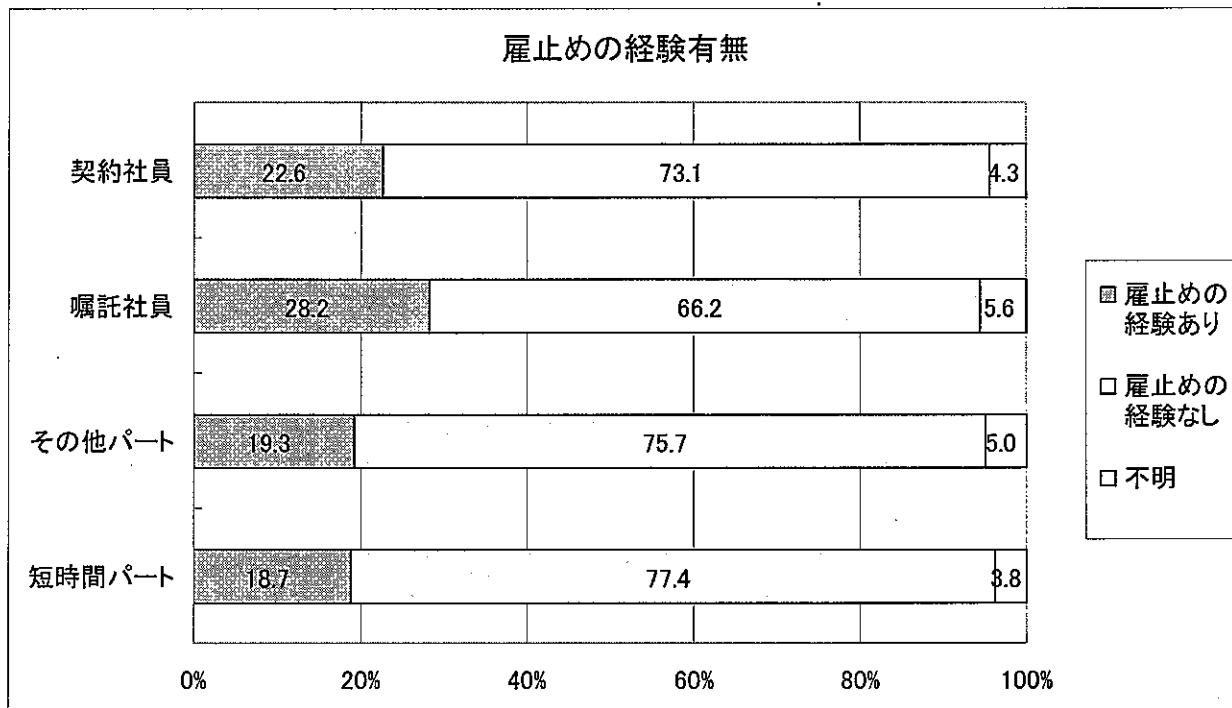
契約社員、その他パートで「納得できない」が最も多いが、嘱託社員では「低いが納得」、短時間パートでは「適当」が最も多い。



## (5) 雇止めの状況

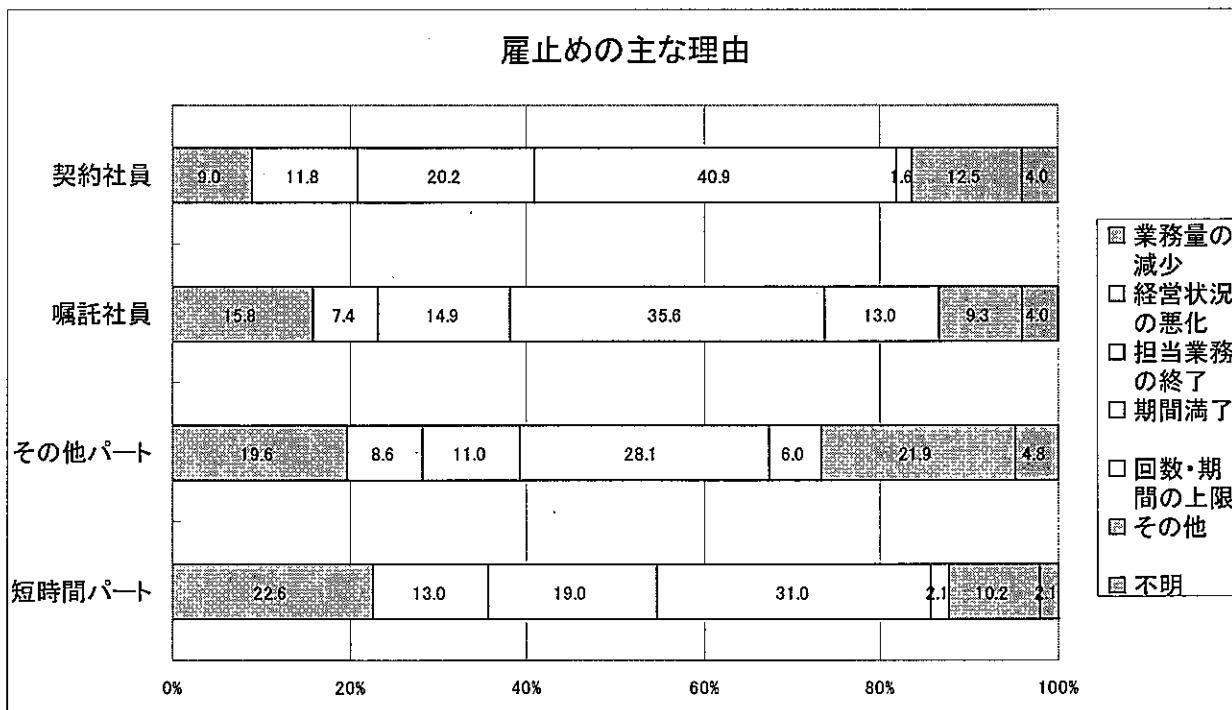
### ① 雇止めの経験の有無

契約社員、嘱託社員で、「雇止めの経験あり」の割合が 20 %を超える、その他パート、短時間パートよりやや高い。



### ② 雇止め経験者の雇止めの主な理由

いずれの就業形態でも、「期間満了」が多いが、その他パート、短時間パートでは「業務量の減少」も多い。



II 以下の資料は、「平成15年就業形態の多様化に関する総合実態調査報告」（厚生労働省大臣官房統計情報部）のデータを元に作成。

\*用語の説明

・正社員

雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者などを除いたいわゆる正社員。

・非正社員

正社員以外の労働者（契約社員、嘱託社員、出向社員、派遣労働者、臨時的雇用者、パートタイム労働者、その他）。

・契約社員

特定職種に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者

・嘱託社員

定年退職者等一定期間再雇用する目的で契約し雇用する者。

・パートタイム労働者

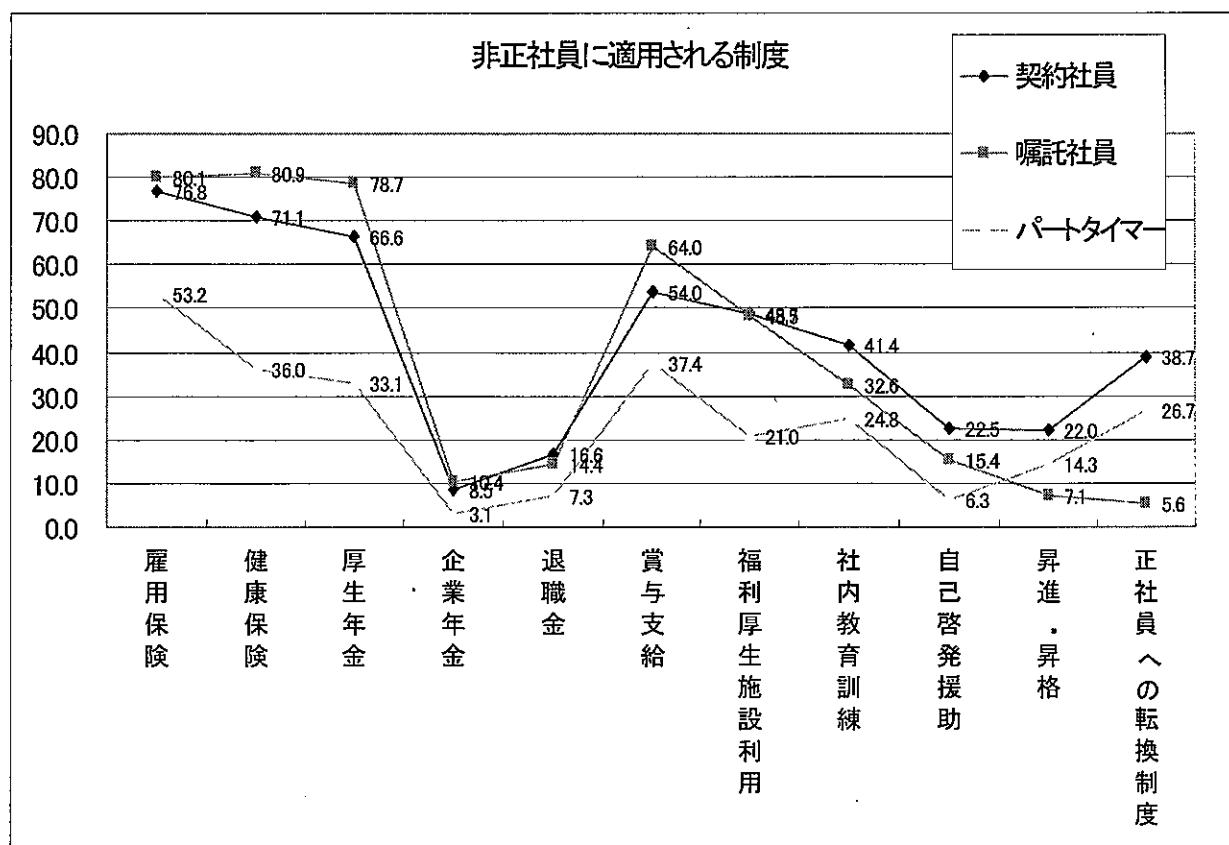
正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者で、雇用期間が1ヶ月を超えるか、又は定めがない者。以下では、「パートタイマー」とする。

・その他

契約社員、嘱託社員、出向社員、派遣労働者、臨時的雇用者、パートタイム労働者以外の非正社員。

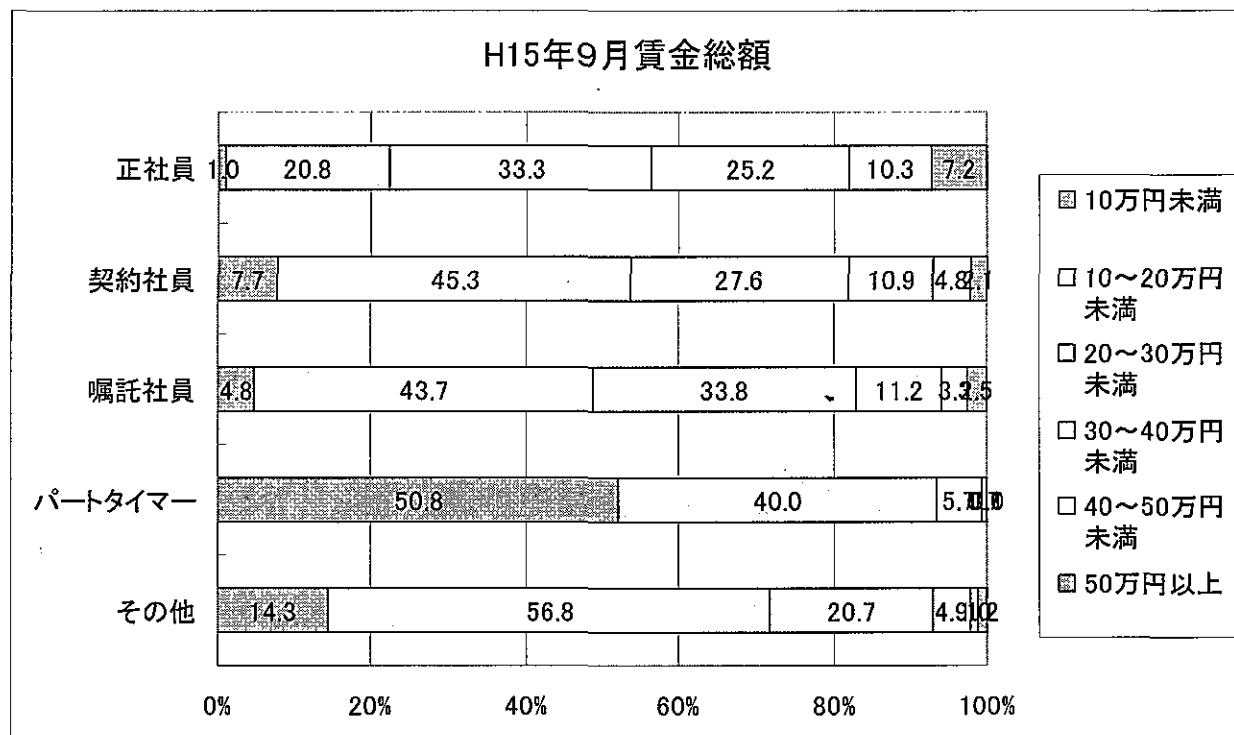
## 1 非正社員に適用される制度

契約社員、嘱託社員で雇用保険、健康保険、厚生年金の加入率が高く、賞与のある割合も高いが、パートタイマーでは雇用保険以外の加入率が低い。また、企業年金、退職金、昇進・昇格など、いずれの就業形態においても低い。



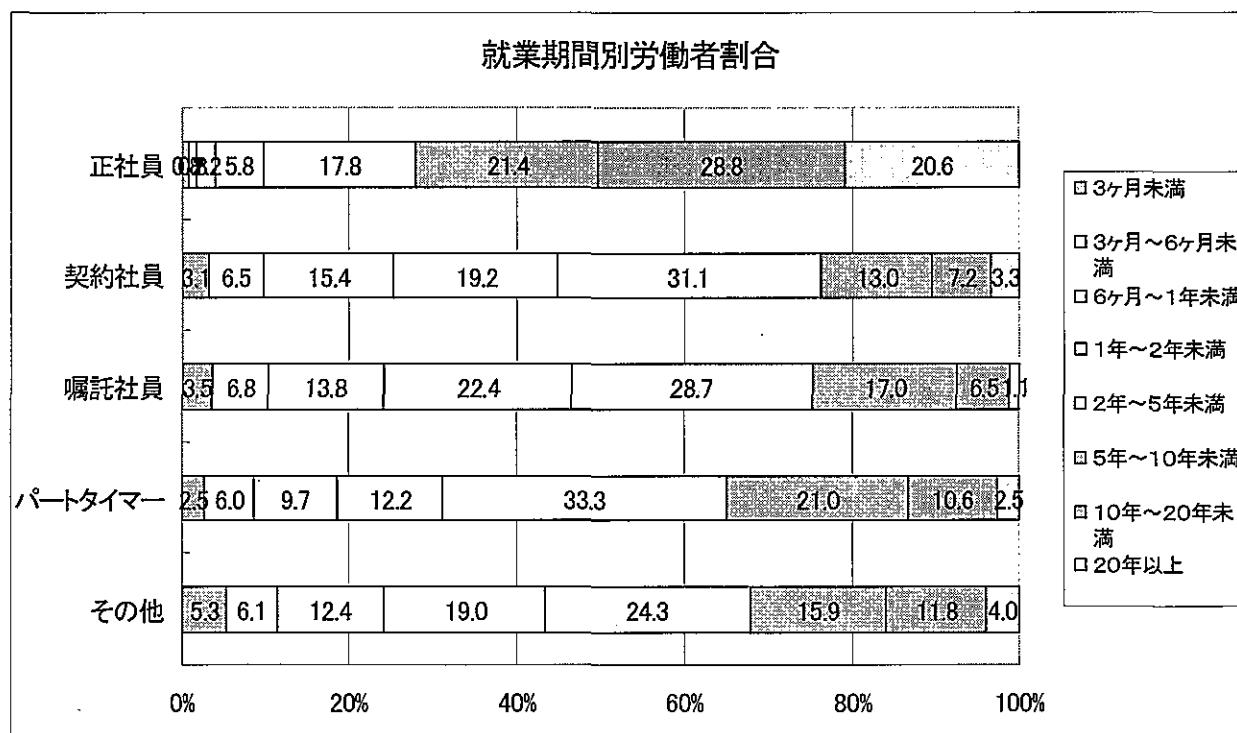
## 2 平成15年9月の賃金総額

契約社員、嘱託社員、その他で「10万～20万円未満」が多く、パートタイマーは「10万円未満」が半数を超えていている。



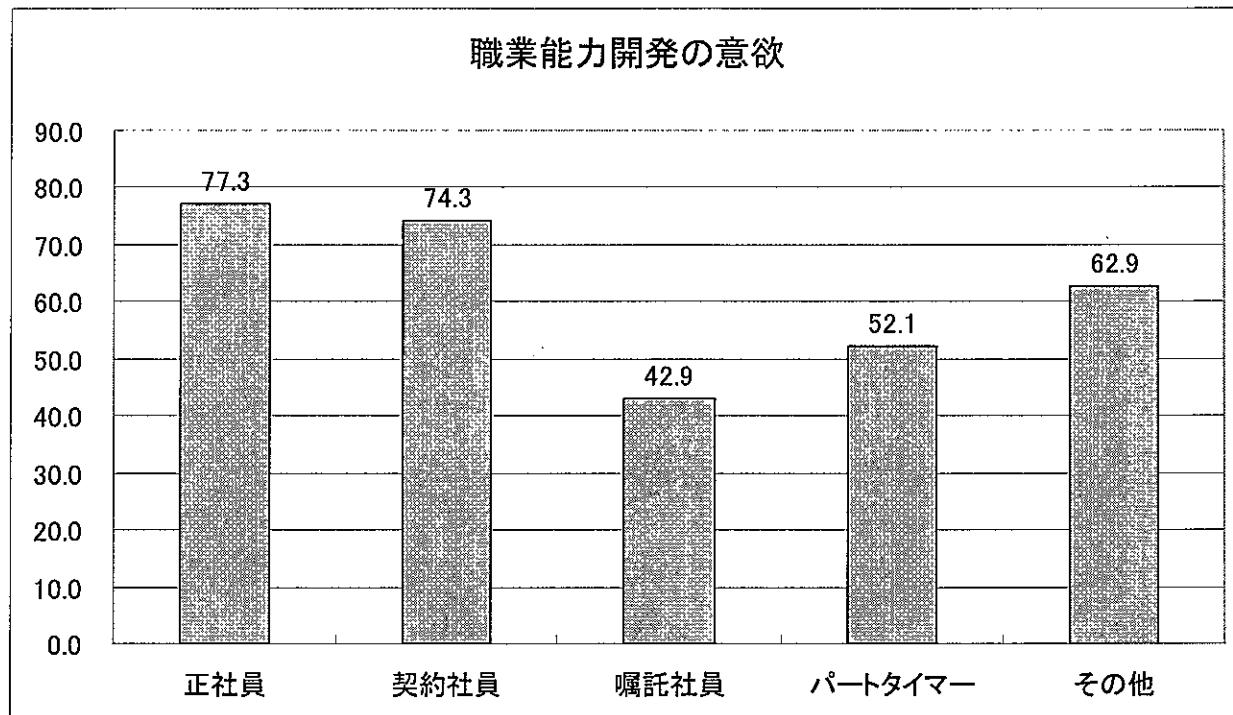
## 3 就業期間別労働者割合

契約社員、嘱託社員、パートタイマー、その他は「2年～5年未満」が最も多いが、正社員は「10年～20年未満」が最も多く、全体的にも正社員は非正社員と比較し就業期間が長期になっている。



#### 4 職業能力開発の意欲

契約社員は、正社員並に職業能力開発の意欲があり、その他でも6割強の人が意欲を示しているが、嘱託社員、パートタイマーでは低くなっている。



III 以下の資料は、「能力開発基本調査（平成18年）」（厚生労働省能力開発局基盤整備室）からの抜粋（一部加工）。

\*用語の説明

・常用労働者

- (1) 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者  
(2) 臨時又は日雇労働者で、調査日前の2か月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者

・正社員

常用労働者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人。

・非正社員

常用労働者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外の人をいう（「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人など）。

・O F F - J T

通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいい、例えば、社内で実施（労働者を1ヵ所に集合させて実施する集合訓練など）や、社外で実施（業界団体や民間の教育訓練機関など社外の機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど）がこれに含まれる。

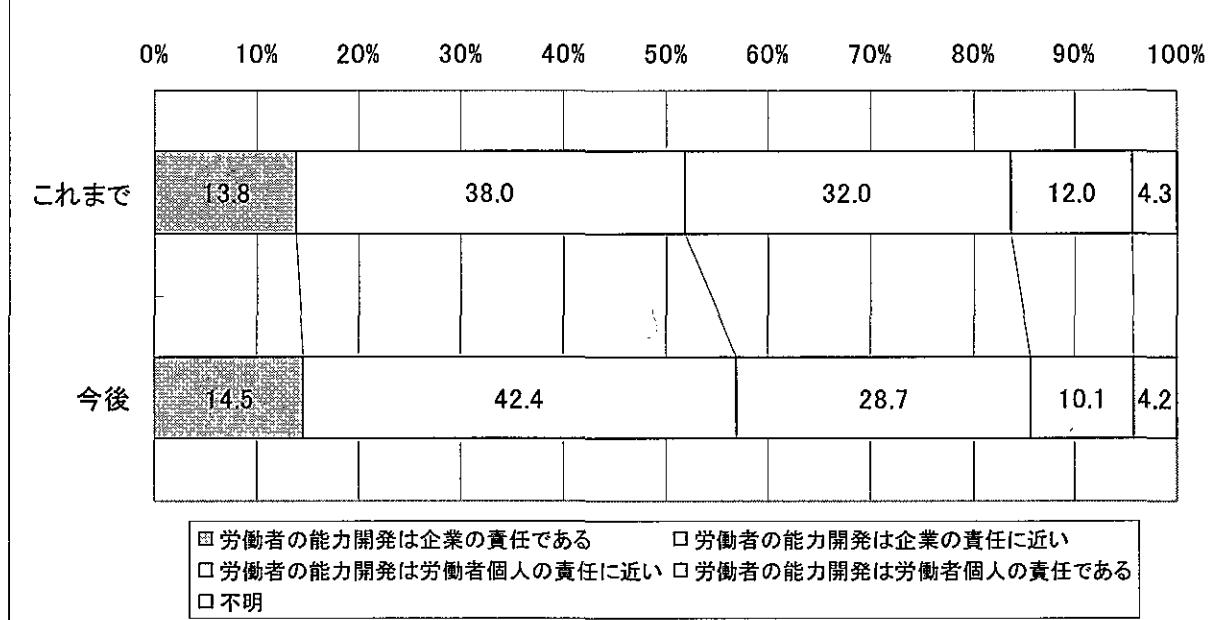
・O J T

日常の業務に就きながら行われる教育訓練のことをいう。直接の上司が、業務の中で作業方法等について、部下に指導することなどがこれにあたる。

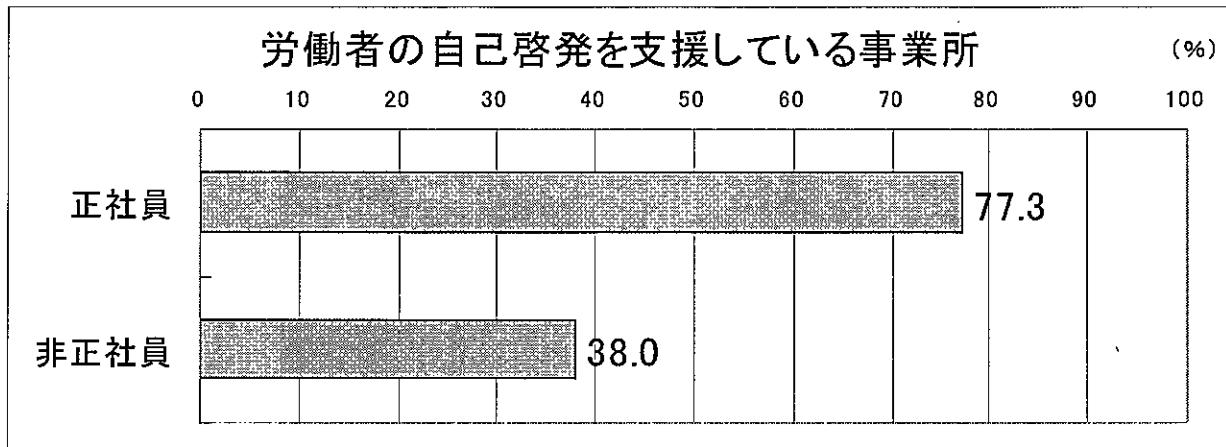
### 1 非正社員における能力開発体制の責任主体

非正社員では「労働者の能力開発は企業の責任に近い」と考えている事業所が多く、今後はさらに増加する傾向にある。ただ、依然として「個人の責任に近い」、「個人の責任」とするところも多い。

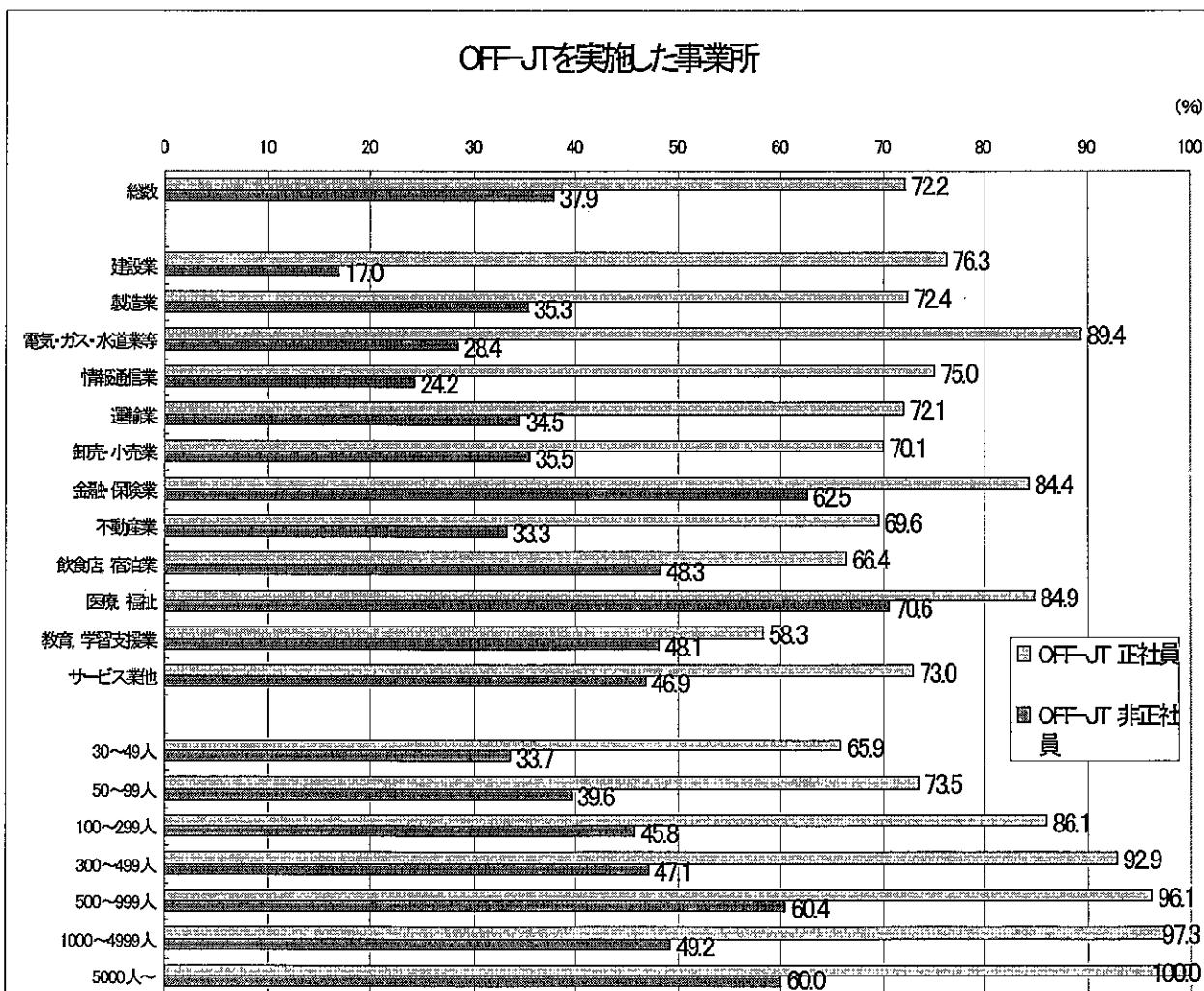
能力開発責任主体の方針(非正社員)



- 2 労働者の自己啓発を支援している事業所割合  
非正社員の自己啓発を支援している事業所割合は、正社員の約半分に過ぎない。

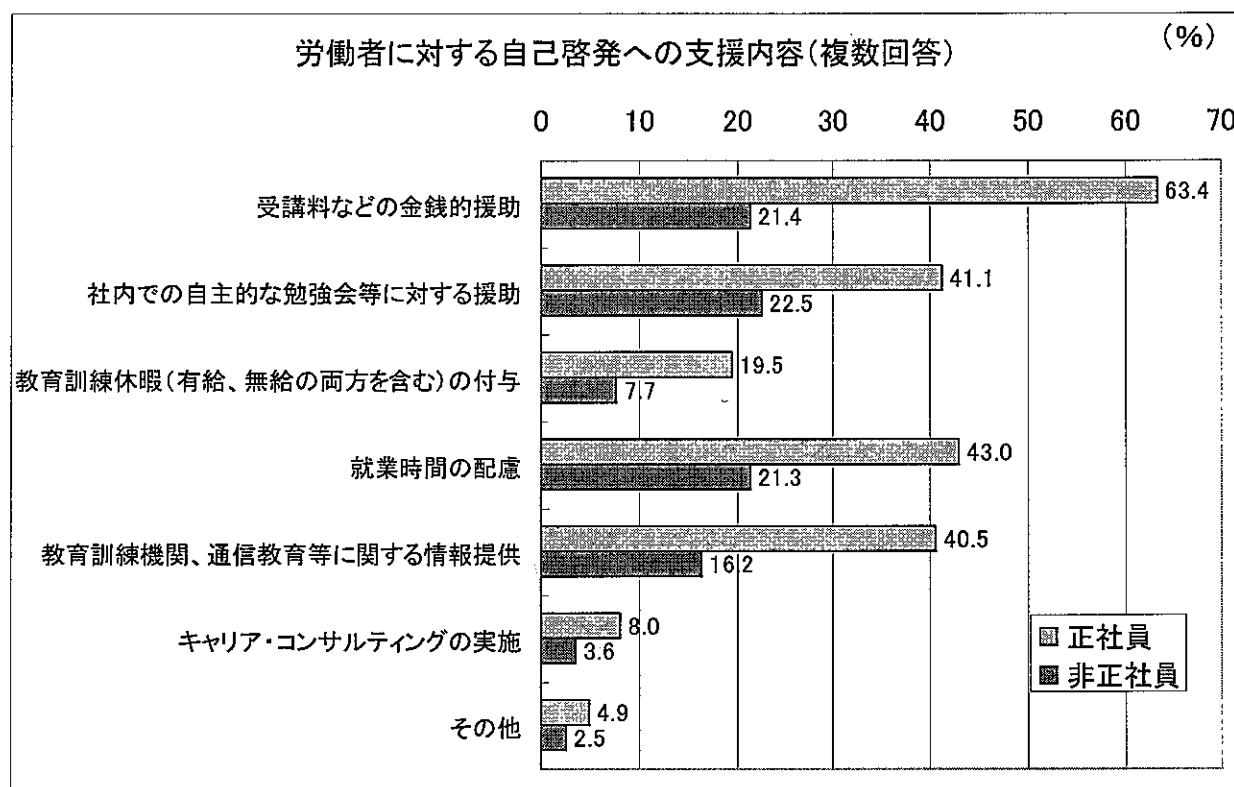


- 3 OFF-JT を実施した事業所割合  
OFF-JT を実施した事業所割合は非正社員では正社員の約半分に過ぎない。ただ、業種でもばらつきがあり、医療福祉、金融・保険では高いが、建設、情報通信、電機・ガス・水道などでは低くなっている。また、比較的大企業ほど高くなっている。



#### 4 労働者に対する自己啓発への支援内容

非正社員では正社員と比較し、「受講料などの金銭的援助」、「情報提供」、「就業時間の配慮」などで低くなっている。



#### 5 自己啓発を行った労働者

非正社員では正社員と比較し、自己啓発を行った比率が約半分に過ぎない。

